



広報「くまの」では、町民の皆さまのお宅に広報が届く期間を考慮して、おおむね毎月11日以降から翌月10日までのお知らせを掲載しています。



# 9月

## お知らせ

### 相談

#### 町民総合相談室

家庭問題情報センター相談員による家庭の悩み相談

10月12日(火)

弁護士による法律相談

10月13日(水)

ところ 役場3階特別会議室

問合せ先 総務課

820・5601

相談を希望する人は、9月30日(木)までに総務課に予約してください。

秘密は厳守します。なお、

申込み状況により、受付ができない場合がありますのでご了承ください。

(総務課)

#### 人権ホットライン

ひとりで悩まないで、

電話して下さい。

熊野町では、4人の人権擁護委員がいます。この人権擁護委員が様々な悩みについて、適切なアドバイス

カウンセリングを行い、問題の解決、自己実現を図るため、応援します。なお、各委員へのご相談も可能です。

とき 9月17日(金)

午前10時～午後3時

電話相談内容

人権の侵害に関すること

その他

身の回りで気になること

秘密は厳守します。

お気軽に電話してください。

問合せ先

生涯学習課

820・5621

(生涯学習課)

#### 認定申請

「国民健康保険食療養標準負担額減額認定の申請について」

住民税非課税世帯の人は、入院時の食事にかかる費用の自己負担が減額されます。減額されるためには、「国民健康保険食療養標準負担額減額認定証」が必要となりますので、住民課まで申請にお越しください。なお、入院期間が90日を超える場合はさらに減額されますので、必要な方は申請にお越しください。

持参するもの  
印鑑  
保険証

入院時食事負担額 (1日あたり)		
一般		780円
住民税非課税世帯	90日までの入院	650円
	過去12ヶ月の入院日数が90日を超える入院	500円

問合せ先  
住民課保険年金係

820・5604

(住民課)

老人医療受給者で  
非課税世帯の方へ

老人医療受給者でその世帯が非課税世帯に該当される方は、入院したとき「限度額適用・標準負担額認定証」を提示することにより、別表のとおり入院時の食事代が減額されます。

認定証が必要な方は、申請により交付しますので住民課までお越しください。持参するもの

老人医療受給者証  
保険証  
印鑑

(別表)

適用区分	所得区分	入院時限度額	入院時食事代
区分	世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の所得が0円の方(ただし年金収入のみ65万円以下の世帯)	15,000円	300円
区分	世帯員全員が住民税非課税の方	24,600円	650円 (90日を超える入院の場合500円)
認定証を病院で提示しなかった場合	課税世帯の方	40,200円	780円

(世帯とは、住民基本台帳法による世帯)